

市民意見概要一覽表

市民意見募集結果概要

【意見受付日・提出方法別】

	FAX	郵便	WEB	持参他
5/11				
5/12				
5/13	1			
5/14				
5/15				
5/16				
5/17	1			
5/18				
5/19				
5/20		1		
5/21				1
5/22				
5/23				
5/24				1
5/25				
5/26				
5/27		2		
5/28				
5/29				
5/30			1	
5/31				
5月計	2	3	1	2
6/01				
6/02			2	
6/03		1		
6/04				
6/05				
6/06			1	
6/07				
6/08		1	2	
6/09	2			
6/10	6	13	6	
6月計	8	15	11	0
6/11以降	3			1
計	13	18	12	3
計	46			

*fax送信の判読不可分1件含む

【意見者別】

団体名	男	女	不明
	4	7	31
計	46		

「団体名」

市民ネットワーク北海道教育プロジェクト

女性会議札幌

子育て支援連絡会

札幌保育連絡会

【年代別】

～19	20代	30代	40代	50代	60代	不明
0	4	15	10	6	1	10
計						46

【延べ意見数】

第1章 関連	15
第2章 関連	21
第3章 関連	84
第4章 関連	2
全般・その他	22
計	144

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
1	12	3	1章	1-(1)	子ども育成部(企画)	計画の策定趣旨に「さまざまな立場にある人が子どもを産み育てることができ環境を整えるのは、労働者として、また市民生活者として有する当然の権利であり、生まれてくる子どもが育成する過程で、さまざまなサポートを受ける権利を有しているにもかかわらず、それらが整備されていない現状を改めなければならない」と書きこむべき	国及び地方公共団体では、これまでも子どもが健やかに育つための様々な環境整備に取り組んできたところですが、この計画は、昨年制定された次世代育成支援対策推進法に基づいて策定するものであり、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成されるための環境整備を、今後さらに総合的・集中的に進めていこうとするものです。
2	5	3	1章	1-(1)	子ども育成部(企画)	「夫婦の出生力そのものの低下」との言葉について、具体的に何をさすのかわかりづらい。	厚生労働白書などで使われている語句を引用しましたが、わかりにくい表現であるため、本文を『晩婚化に加え、夫婦間に生まれる子どもの数が少なくなっているという新たな現象（夫婦の出生力そのものの低下）が指摘され...』に修正しました。
3	12 35	9	1章	2-(2)-	子ども育成部(企画)	女性の年齢別就業状況の図に、札幌市の特徴としてM字型カーブがきつというデータをわかりやすく示すべきではないか	素案には札幌市の状況のグラフのみを掲載していましたが、札幌市の状況をよりわかりやすくするため、全国の状況を示すグラフを追加しました。
4	37	9	1章	2-(2)-	子ども育成部(企画)	下1行目 「札幌市では、子育てや家事の多くを女性が負担している」だけでなく、「女性が働かなくては生活していけない、労働条件が厳しく家事協力ができない」などの趣旨の文を織り込むべき	計画書（第1章-2-(2)- ）に掲載している「表4 男性の就業状況」（就業構造基本調査）から言える範囲で記述しています。
5	35	16 ~ 17	1章	2-(4)	子ども育成部(企画)・(権利)	課題に「子どもの権利条約」を位置付けるべき	第1章-2「札幌市の現状と課題」の「(4)現状分析のまとめと基本的な課題」の4番目に「子どもの権利条約」の必要となる背景について記述し、詳細については第3章-基本目標3-基本施策1「子どもの権利を尊重する社会風土の醸成」において記述しています。
6	35	16	1章	2-(4)・ 1枠目	健康衛生部	2行目「母親」を「女性」に変え、意識啓発の具体策が必要	第1章-2「札幌市の現状と課題」の「(4)現状分析のまとめと基本的な課題」の1番目の本文2行目から6行目については、母子保健法に基づき母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るという観点から、母親という表現を使っています。また、男女が共に子育てを担うことへの「意識啓発」の具体策については、基本目標4-基本施策3の個別事業「思春期ヘルスケア事業」において、保健センターの専門職が授業の一環として健康教育の中で行っています。
7	35 10 13	16	1章	2-(4)・ 2枠目	子ども育成部(企画)	課題中に、働き方の見直し・事業主への働きかけについて明記すべき	第3章-基本目標2-基本施策3「家庭生活と職業生活の充実」にご意見と同趣旨の記述をしています。
8	13	16	1章	2-(4)・ 3枠目	子ども育成部(権利)・ 教育委員会	子どもが調和のとれた一人の人間・・・の「調和のとれた」を削除。「調和のとれた」という表現は人間に対して使う場合には不適切である。 <第2章 8に同様の意見あり>	「心と身体のバランス」という使われ方などがあり、この「バランス」を「調和」に言い換え、人間に対して使用しても特段違和感はないと考えています。また、「調和のとれた」という言葉は一人の人間として生きていく上で必要なバランス感覚を持っている、つまり「生きる力を持った」という意味で使用しています。

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
9	12 13 35	16	1章	2-(4)・ 3枠目	子ども育成部(権利)	「挫折を含めた体験を」を削除すべき。「挫折」は、「豊かに積み重ねて行く」ものではなく、その後の人生において挫折に苦しみ、なお回復できずにいる人もあり、このような表現は適切ではないと考える。	失敗してもあきらめることなく挑戦していく、その体験が子どもにとって自己を確立するために必要と考えています。挫折という言葉には「途中でくじけてだめになること」という意味があり、適切な表現ではないと考えられますので『成功や失敗などの様々な体験』に修正しました。
10	35	17	1章	2-(4)・ 4枠目	子ども育成部(権利)	「関係が希薄化」ただで括れないので、現状認識を改め、多数の自殺者、親のリストラ・賃下げでの中退、DV被害などの認識にたった救済措置を課題とすべき	「関係の希薄化」で括っているような誤解を招く恐れがあるため、『家庭、学校、地域社会の関係の希薄化や、モラル、社会規範の低下により』に修正しました。 また、ご指摘の現状も認識しており、後段部分で救済を含めて子どもを守る必要性を課題として記述しています。

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
1	5	21	2章	1	子ども育成部(企画)	基本的視点について、次世代育成支援対策推進行動計画策定指針では、札幌市の行動計画であげられている3つの視点のほかに、「サービス利用者」「すべての子どもと家庭への支援」「地域における社会的資源の効果的活用」の視点があげられているが、その視点はとりあげないのか。	国の策定指針では、計画素案であげた3つの視点とご指摘のあった3つの視点のほか、「サービスの質」「地域特性」を加えた8つの視点をあげています。本計画は、この8つの視点をもって策定しましたが、中でも特に重要視する3つの視点を基本的視点として掲げています。
2	35	17	2章	1-(4)・5 梓目	健康衛生部・子ども育成部(企画)	「生み育てる」を「生み・育てる」と訂正すべき。生まなくても育てている家庭、男性にもシングルで子どもを育てる選択余地がある。	この計画において使用している「生み育てる」という表現は、「生んで育てる」場合のみを指すのではなく、ご指摘の「生まなくても育てる」などの様々なケースを包括するものとして使用していますので、ご理解ください。
3	13 35	21	2章	1-(2)	子ども育成部(企画)	「人づくり」という表現は止めてほしい(子どもの自主性・多様性が失われる恐れを感じ取れる)	子どもの権利を尊重するとともに、子どもの自主性や多様性にも配慮することを前提としています。
4	12 13 35	21	2章	1-(3)	子ども育成部(企画)	「“札幌らしさ”に配慮しつつ」は、どのようにも受け取れるあいまいな表現で、わかりにくい。「札幌の課題に目配りした」などの表記に書きかえてはどうか。	自然や気候風土を生かした各種事業の実施や既存の施設・団体・ネットワークなどを活用していくという趣旨ですが、趣旨をわかりやすくするため、『“札幌らしさ”を生かした・・・』に修正しました。
5	10	22	2章	3-(1)	健康衛生部・子ども育成部(権利)	「児童虐待発生予防への取り組み」とありますが、発生後の救済についても記載すべきではないか	児童虐待等の発生後の救済については、第1章-3基本目標の(3)「豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり」の後段部分「被害にあった子どもの保護や子どもに関する相談・支援を行う体制の充実に努めます。」という表現で記述しています。
6	35	23	2章	3-(3)	子ども育成部(権利)	「被害にあった子どもの保護や」を「権利侵害をうけた」子どもの保護や」に変更を希望	子どもの権利については、残念ながら一般に広く知られていない現状において、「権利侵害をうけた」という意味の分かりやすい表現として「被害にあった」と記述しています。今後とも、子どもの権利に対する市民の認識を深める取り組みを進めるとともに、子どもの権利を守るための体制づくりに努めます。
7	08	23	2章	3-(4)	子ども育成部(権利)	地域の教育力の説明が不十分です。さまざまな体験の必要性は当然ですが、それによって家庭や学校では得られない教育力とは何かが欠落しているので指示すべき。	「地域の教育資源等」の中には、自然などの資源の他に地域で子どもたちを見守る大人の存在など人的資源もあり、そのような地域社会での子どもとの関わりなども地域の教育力と考えています。
8	35	23	2章	3-(4)	子ども育成部(権利)・教育委員会	1行目 調和のとれた人・・・の「調和のとれた」の削除を希望(調和のとれたとはどういう人を指しているのか)	「心と身体のバランス」という使われ方などがあり、この「バランス」を「調和」に言い換え、人間に対し使用しても特段違和感はないと考えています。また、「調和のとれた」という言葉は一人の人間として生きていく上で必要なバランス感覚を持っている、つまり生きる力を持ったという意味で使用しています。

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
9	35	23	2章	3-(4)	子ども育成部(権利)	5行目 「親子のふれあい」について、親子以外の多様な家族形態があるので、言葉の変更を希望	「親子」という表現については、家族形態の一例として使用してはいましたが、ご意見の趣旨を踏まえ、「親子のふれあいを重視した取組みを進めます。」を『子どもと共通の体験をし、豊かな時間を共有するためのふれあい体験などの取組みを進めます。』に変更しました。
10	04	25	2章	4	子ども育成部(企画)	基本目標を整理集約し、例えば 家庭育児を保障するための生活と労働に関わる支援 子どもの発達と生活を保障するための地域環境整備の支援 として基本目標の前においてはどうか。	素案の基本目標は、子どもが生まれて成長する過程をイメージした名称と順番(計画体系)としています。
11	36	25	2章	4	子ども育成部(企画)	当事者である子どもの権利を守ることが最重要なので 基本目標の順を 3、4、5、1、2とすべき	
12	12 13 35 ~	25	2章	4	子ども育成部(企画)	1は3をもとに「子どもの権利を保障するために」と変更 (やるべきことを分かりやすく伝えるため) 2は4をもとに「子どもの自立を支えるために」と変更 3はあらたに「職業生活と家庭生活の両立支援のために」を新設 4は2をもとに「子育て家庭を支援するために」と変更 5は1をもとに「健やかに生み・育てるために」 6は5をもとに「安心して子どもを育てられるまちづくりのために」と変更	
13	12 13	25	2章	4	子ども育成部(企画)	「家庭生活と職業生活の充実」は「基本目標」に格上げし、「仕事と子育ての両立支援のために」と項目立て、この行動計画の重点課題として取り組むべき。(「さまざまな立場の人が子どもを生み育てやすい環境を整備していく」ために最も力を入れて取り組まなければならない) 「職業生活と家庭生活の両立支援のために」を基本目標として追加し、基本施策を次のように変える 1 男女ともに育児休業・育児時間・看護休暇・有給休暇の取得の促進 2 長時間労働の是正 3 子育て後の再就職サポート体制の確立 4 保育サービスの充実 5 援助を要する家庭への支援	
14	35	25	2章	4	健康衛生部	施策の名称の変更を希望 1-3 「子どもと母親への健康支援」の母親を「家族」に変更すべき	
15	35	25	2章	4	子ども育成部(企画)	施策の名称の変更を希望 2-4-(4) 「放課後における児童の健全な育成」を 「児童の人格完成のための放課後生活の充実」に	「放課後における児童の健全な育成」という表現には、「人格の形成における重要な時期を支えていく」、「健全な育成を支えるために放課後生活を充実させていく」などの意味も含めて使用しています。

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
16	35	25	2章	4	子ども育成部(権利)	<p>施策の名称の変更を希望</p> <p>3-1 「子どもの権利を尊重する社会風土の醸成」の「風土」を削除</p> <p>5-2 「子どもの安心・安全の確保」を「子どもの安心・安全な環境確保」に</p>	<p>「子どもの権利を尊重する社会風土の醸成」は、子どもの権利を尊重する意識が市民に深く浸透することを目指しています。</p> <p>また、「子どもの安心・安全の確保」については、環境の確保や子どもたちの心の安心も確保するという意味を含めて使用しています。</p>

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
1	35	29	3章	1-1	健康衛生部	1行目「大きな喜びであると同時に」の削除を希望 2行目末 「担うこと」を「担うことになりがち」へ修正を希望 妊娠中の飲酒・喫煙のグラフは不要と思う	女性にとって妊娠・出産は「大きな喜びであると同時に、約10か月という短期間で心身に急激な変化が加わること、また」という表現については、妊娠・出産を望まない、又は望んでも恵まれない場合もあるため、『短期間での心身の大きな変化に加えて』に修正しました。また、子育てには責任が伴うため、「責任を担う」と記述しました。一方、安全な妊娠・出産を支援するために、全国平均の2倍の妊婦の喫煙・飲酒の実態を周知し、妊娠中の喫煙・飲酒が流・早産等の危険因子となることを、妊婦や周囲の人々に伝えることが必要であると考えています。
2	42	30	3章	1-1	健康衛生部	母親・両親教育・ワーキングマタニティスクールについて、第1子に限らず、計画出産を追加すべき 「出産を迎える夫婦に対し、～・計画出産に関する正しい知識の」とする	母親教室・両親教室・ワーキングマタニティスクールについては、初めての出産を迎える夫婦に優先的に参加していただいておりますが、第2子以降で希望する方についても受講していただいております。また、妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図るために、「家族計画」の講義の中に計画出産も含めて対応しています。
3	42	30	3章	1-1	健康衛生部	マタニティクッキング教室について、初妊婦に限らないことを考慮し、「妊婦（配偶者）を対象に…」とする	マタニティクッキング教室は、調理室の広さなどから初めて出産を迎える方を優先的に参加していただいております。第2子以降で参加を希望される方については、今後、検討させていただきます。
4	10 35	31	3章	1-2	健康衛生部	父親の育児への積極的なかわりについて記載すべき。（男女とも育児に関わることで育児不安も軽減される）	母親が妊娠・出産・育児に様々な不安を抱え悩んでいるといわれている中で、積極的な父親の育児へのかわりが育児不安の軽減につながることにについては、ご指摘のとおりです。子どもの健全な発育・発達を促すために、親（父親・母親）子関係の確立の重要性や親子への支援の充実については本文に記述しています。
5	35 ~	32	3章	1-2	健康衛生部	・増やす・減らすという目標値だけでなく、具体策を入れるべき ・「ゆったりとした気分で・・・母親の割合」の目標は、育児の役割を母親に固定するもので相応しくないと考える ・育児相談室の回数が増えていないのは、相談体制の充実とはいえない	個別事業の目標数値について「増やす・減らす」としているのは、平成15年4月にスタートした札幌市健康づくり基本計画「健康さっぼる21」の母子保健分野で公表している表現を使っています。「ゆったりとした気分で育児をしている母親の割合」について掲載していますが、ご指摘のとおり父親が育児を行うこともありますので、目標値に【育児に参加する父親の割合】を追加しました。 育児相談については、育児相談室のほか、保健師・助産師による家庭訪問、乳幼児健康診査の際や、各区の保健センターにおいて電話及び窓口で相談を行う体制となっています。
6	42	32	3章	1-2	健康衛生部	母子保健訪問指導事業について、乳幼児を追加し、就学前まで家庭訪問指導の対象とすべきである	母子保健訪問指導については、対象を妊産婦・新生児等と表現していますが、必要に応じて就学前までの幼児に対する訪問指導も実施しています。
7	42	32	3章	1-2	健康衛生部	乳幼児健康診査について、10ヶ月時の（再来）を削除し、10ヶ月児検診も行う必要がある	10か月児健康診査については、すべての10か月児を対象に健診を実施しています。なお、10か月児検診の実施日には、10か月の乳児に加え、4か月児健診受診時などに心身の発育・発達等での経過観察が必要な児の健診も併せて行うため、10か月健診（再来）と記述しています。

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
8	42 26	36	3章	1-3	健康衛生部	乳幼児期から始める生活習慣病予防啓発で、特に「食育」（食べることの大切さ）にも触れてほしい	生活習慣病予防啓発では「食育」について記述しておりませんが、「食」は子どもの健全な発育・発達には欠かせないものでありますので、『このため、疾病の予防対策として従来から実施している予防接種や新生児マス・スクリーニングを推進するとともに、子どもの事故防止や心肺蘇生法に関する普及・啓発の強化を図ります。乳幼児期から始める生活習慣病の予防対策として、生活リズムの確立への支援などを進めるとともに、望ましい食習慣や心身の健全育成を図るため、「食育」を推進します。』に修正しました。
9	38	35	3章	1-3	健康衛生部	働いていると子どもに関する講習会に参加しづらいので、土曜、休日開催にしてほしい	子どもの健全な発育・発達のためには、より多くの方に各種講習会に参加していただく必要がありますので、土曜・休日開催される民間主催の各種講習会の情報把握に努めます。
10	40	38	3章	1-4	健康衛生部	周産期医療等のネットワーク作りをし、強化していくべき	周産期医療のネットワークにつきましては、実施主体である北海道におきまして、札幌市を含めた「北海道周産期救急情報システム」が立ち上がっており、周産期医療体制の整備が進められています。
11	35	39	3章	2	子育て支援部	全体的に専業主婦の視点での仕組みづくりであり、働く女性や働きたくても働けない女性に対する視点や支援策がない	この基本施策は、児童福祉法の改正の趣旨を踏まえ、全ての児童とその家庭を対象とした子育て支援の施策を述べています。また、職業生活や仕事と家庭の両立等については、基本施策3及び基本施策4で述べています。
12	15	40	3章	2-1-(1)	子育て支援部	子育てサロンは、もっと子供の人数の多い所を優先に作るべき 常設でよいスタッフを確保するべき	この計画では、地域で子育て家庭を支援していく体制づくりの推進を目指しています。今後、対象となる子どもが多いなど、地域の実情に応じて、柔軟かつ積極的に協働型の子育てサロンの設置・運営について働きかけを行います。また、ボランティアの養成など人材の育成にも力を注いでまいります。
13	5	45	3章	2-2	子育て支援部	改正された児童福祉法の趣旨から言えば、札幌市独自財源の部分においては、保育施設の認可・無認可の設置主体に関わらず保育料金の軽減化がなされるべきと考える。そのことについては、考慮しないのか。	認可保育所の保育料については、みなさまの負担をできるだけ軽くするため、国基準より平均37%軽減し設定しています。また、認可外保育施設の保育料の軽減化については、認可保育所の増設などを優先しており、困難と考えています。
14	35	45	3章	2-2	子ども育成部 (企画)	下2行目 「子育て費用を幅広く社会全体で負担」の負担はどういう形の負担なのか、示してもらいたい	「子育てに伴う経済的負担」については、社会全体で支えあう国レベルの新たな社会保障制度やサービスの提供による軽減を図る必要があると考えており、この計画においても第4章において国や関係機関に対して検討を進めるよう働きかけていくこととしています。
15	02	45	3章	2-2	子ども育成部 (企画)	子育てしている世帯の税金を減らしてほしい。	

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
16	07	45	3章	2-2	子育て支援部	新生児や乳児を育てる時に、数百円出せば助けてもらえるサービスを国等に要望すべき。	計画（基本目標2 - 基本施策1-(1)協働型で進める子育てサロン等の拡充〔地域〕）にも掲載しておりますが、保育所などの送迎や親のリフレッシュなどの様々な理由によって一時的な託児が必要な場合に利用できる「さっぽろ子育てサポートセンター事業」を実施しています。なお、同様な事業として財）札幌市在宅福祉サービス協会において、生活支援・家事援助・子育て援助を行う「ほっ・とプラザ」事業を実施しております。
17	02	45	3章	2-2	交通局事業管理部	地下鉄料金について、大人一人に幼児一人しか認められないのか疑問。	「鉄道に関する法令（保護者1人につき少なくとも小児（6歳未満）1人まで無料とすべき）」に基づき、札幌市交通局では、保護者1人につき同伴する小児（6歳未満）1人を無料とする料金設定をさせていただいております。
18	09	45	3章	2-2	健康衛生部	妊娠の定期検診以外の検査もすべて助成対象にして欲しい	妊婦一般健康診査については、現在、全妊婦を対象に妊娠中につき1回を全額公費負担で実施しているところであり、安全な分娩と健康な子の出生のために重要であると認識しておりますが、現在のところすべての妊婦健診を助成の対象とすることは困難な状況であります。
19	16	45	3章	2-2	子育て支援部	保育園や学童保育所の費用は第2子以降無料にするのがよい	保育料については、みなさまの負担をできるだけ軽くするため、一般財源（市税）を投入し、国基準より平均37%を減額して設定しています。第2子目については、50～75%を減額して設定しておりますのでご理解願います。また、同一世帯から3人以上入所する場合は、年齢の低い児童から数えて3子目以降は無料となっております。
20	38	46	3章	2-2	子育て支援部・健康衛生部	児童手当、乳幼児医療助成の所得制限を緩和すべき。せめて、乳幼児医療助成だけでも必要と考える	乳幼児医療助成については、北海道の補助事業に準拠し、負担の公平性を図る観点から所得による制限を設けていますが、所得額については、児童手当の基準表に基づいており、その基準表の高い方を適用しています。
21	04 09 10 13 16 18 36	47	3章	2-3	子ども育成部(企画)・男女共同参画・市民生活部	啓発だけでなく、事業主への働きかけ・具体的施策を積極的に行うべき 企業の理解が必要なので、優良企業表彰、企業への助成・優遇措置など企業のメリットを検討すべき 労働時間のあり方を再検討し（育児休業・子の看護休暇、残業禁止など）、罰則（指名停止など）などの法的規制等の対応も必要である。	企業における労働時間のあり方などの指導・監督については、これまで国が主体となって行っているところであり、昨年制定された次世代育成支援対策推進法では、事業主に対して雇用環境の整備に関する行動計画を策定することとしており、また、企業のメリットとして、国で定める要件に適合する事業主に対して、商品や役務、その広告などに厚生労働大臣の定める表示を付することができる旨の規定をしております。 本市においては、このようなことを通じて、今後、企業においても、次世代育成支援対策の重要性についての理解が深まると考えていますが、本計画に掲載している個別事業の実施や様々な場面をとらえて、関係機関とも連携を図りながら、企業への啓発に努めるとともに、表彰制度などの効果的な手法についても調査・検討してまいります。

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
22	35	47	3章	2-3	子ども育成部 (企画)	<ul style="list-style-type: none"> ・1行目「多くの男性が」を「働く男女が」に ・2行目「ままならない」は不適切で貧弱な表現 ・5行目「働き方」ではなく、「働かざるを得ない」のが実態であるので、表現を修正すべき 	ご意見の趣旨等を踏まえ、基本目標2 - 基本施策3の本文1行目から『子育て期の親を取り巻く課題の一つとして、仕事を持つ多くの人が、仕事を中心とした生活を送ることにより、家族とともに過ごす時間を自由にとることができないといった状況が指摘されています。このような状況が、育児や家事の多くを担うことになりがちな女性の子育てに対する負担感や孤立感を...』に修正しました。
23	23	49	3章	2-4	子育て支援部	質の高い多様な保育サービスの提供を実際に行うためには是非「公的施設の充実」を目標に入れてほしい	保育サービスの提供については、従来どおり、児童福祉施設である認可保育所の拡充により対応することとしております。
24	25 28 41 ~	49	3章	2-4	子育て支援部	認可外保育所に入所していて、認可保育所を希望している児童数を含めて、正確なニーズ分析を行い、現在の保育ニーズに応えていけるようにしてほしい	今後の保育ニーズに応えるため、昨年実施した「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」に基づき、3年間で1,530人の定員増を目指すこととしています。
25	26 27 29 30 31	50	3章	2-4-(1)	子育て支援部	H16～18年度までに1500人の定員増に努めるとありますが、具体的にはどういうことが明記してほしい	いただいたご意見に基づき、定員増の具体的な整備については、「個別事業の「認可保育所整備事業」の事業内容に『新設6か所、改築13か所、認可保育所への移行10か所により、認可保育所を整備する。』を追記しました。
26	15 39	50	3章	2-4-(1)	子育て支援部	職場隣接型の認可保育所が必要 中心部で働く人のために、住宅地保育園での延長保育が優先	職場隣接型の認可保育所の必要性については認識しておりますが、「自宅周辺の保育所への入所を希望しているが空きがない」ことが待機理由の大部分を占めていることから、これらの保育需要に対応した整備を進めているところです。 また、延長保育は各施設の実施意向を踏まえて行っていますが、今後も実施施設数の拡充に努めます。
27	20	51	3章	2-4-(2)	子育て支援部	延長保育事業も一時保育も、箇所数だけを増やすのではなく1園あたりの利用可能人数を2倍以上になるようにお願いしたい	延長保育は希望する在籍児童に対して行っているものです。一時保育は各施設における在籍児童の状況などによって受け入れ可能数が異なります。
28	32	51	3章	2-4-(2)	子育て支援部	病時保育をもっと利用しやすいよう人数の枠を増やして欲しい 将来的に、ある程度の総合病院には病児保育施設を常備するような方向性で考えて欲しい。 元看護師などの出張保育が望ましい	平成21年度までに2施設の増を計画しています。また、既存の施設における稼働率を向上させるよう検討します。
29	14 37	51	3章	2-4-(2)	子育て支援部	延長保育、夜間保育、一時保育などの市独自の補助金削減は、せっかく始めたのに、再検討を園側でしなければいけないのではないかと。	限られた財源の中で、より多くの保護者に対してサービスを拡大するため、1施設あたりの補助単価の削減を行っているところです。

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
30	42	51	3章	2-4-(2)	子育て支援部	託児の経験がなく不安をもつ人のために、託児体験ができるよう乳幼児期に無料託児利用券の配付を行ってはどうか	一時保育事業やさっぼる子育てサポートセンター事業など、保護者の皆様が身近に利用できる事業の拡充を図っており、これらの事業を通して託児についてのご安心やご理解をいただけるよう努めてまいります。 また、無料託児利用券のご提案につきましては、財源上の問題から困難なものと考えております。
31	18	53	3章	2-4-(3)	子育て支援部	保育サービスの質を確保のため、一園あたりの保育士の数を増やす、保育者の適正配置・質の確保が必要	すでに国の基準に上乘せした職員配置ができるよう措置しています。
32	33	53	3章	2-4-(3)	子育て支援部	研修の内容や回数の充実を望む	札幌市主催の研修内容の充実に努めるとともに、開催回数についても、本市主催以外の研修への積極的な参加を促進していきます。
33	39	53	3章	2-4-(3)	子育て支援部	保育所の質、方針など情報の開示を望む（認可） 認可外施設の立ち入り調査の増加・事前調査の結果公表を望む	適切な情報提供は必要と考えますので、時期や方法について検討します。
34	06	54	3章	2-4-(4)	子ども育成部 (放課後)	放課後を、できれば学校内で過ごせるよう各地域に早急に設置してほしい。 また、老人や学生との交流の場を持ったらい	放課後、当該小学校に通学する子ども達を対象に任意の遊びのほか、工作会、つどい等の各種行事を行う「ミニ児童会館」の整備を行っていますが、今後も余裕教室などの状況を踏まえ整備していきます。また児童会館においては、お年寄りや学生ボランティアとの交流も行事の中で実施しています。
35	21	54	3章	2-4-(4)	子ども育成部 (放課後)	せめて、小学校区に1館程度の児童会館が必要と考える	児童会館については、これまで中学校区に1館の整備を行ってきたところですが、今後は、児童会館を補完する施設として、小学校の余裕教室を活用した「ミニ児童会館」を順次整備していきます。
36	45	54	3章	2-4-(4)	子ども育成部 (放課後)	親の立場からすると、延長保育と同様に児童会館やミニ児童会館を18：00以降も開館すべきではないか	現在、開館時間を午後6時までとしておりますが、子どもの健全育成の観点から、現時点ではこれ以上の延長は考えていません。
37	36	54	3章	2-4-(4)	子ども育成部 (放課後)	留守家庭児童対策について、量的な確保がなされていない。また、質の高い多様なサービスの提供をすることも必要と考える。民間の学童保育所の有効利用を考えるなど、一人一人の子どもの条件に合わせた居場所づくりを考えた施策を展開してほしい。	児童クラブ等がない空白校区が多数あるため、既存の施設の有効利用なども視野に入れながら、量的確保を中心とした環境の整備を優先することが重要と考えています。また、公的サービスとしての責任を果たせるよう、一般児童と留守家庭児童の分け隔てのない、すべての子どもにとってのより良い居場所の提供に努めます。

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
38	22	54	3章	2-4-(4)	子ども育成部 (放課後)	"自由に子どもが集まる場"など一般家庭の小学校高学年から中学生の放課後の居場所・遊び場を確保することが重要だと思う。個別事業を検討すべきではないか	全ての児童を対象とした放課後の健全育成を進めるための施設として「児童会館」があり、高校生以下であれば誰でも利用できます。この児童会館では、異なった年齢集団の中で遊びを通して交流を図り、その中で子どもたちが自ら考え、創作していく力を身につけられるような事業を行っています。
39	35	56	3章	2-5-(1)	子育て支援部	5行目「少子化の影響で父子家庭は減少傾向」とする根拠をしめしてほしい	国勢調査結果によると、札幌市の父子家庭は、平成2年1,730世帯が、平成7年には1,529世帯(前回比-11.6%)、平成12年には1,452世帯(同-5.0%)と減少しています。しかしながら、「少子化の影響」が「父子家庭の減少」の全ての原因とすることはできませんので、『少子化の影響』の文言を削除しました。
40	35	57	3章	2-5-(1)	子育て支援部	就業支援センターの開設箇所が増えなければ、就業支援の充実は見込めない。再考すべき	現行の就業支援センターに加え、札幌サンプラザ内(北区北24条西5)に、女性や中高年齢者の再就職等の支援を行う『(仮称)就業サポートセンター事業』の実施も予定されており、様々な情報を共有する中で各施設の機能を最大限活用できる体制をつくり、対応していきたいと考えています。
41	42	62	3章	2-5-(2)	教育委員会	特殊学級整備促進について、「特別支援教育基本計画」推進中であるので、「特別支援教室」としての取組みが必要	国においては、調査研究協力者会議から出された「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」を踏まえ、最終報告の中にある「特別支援教室(仮称)」の考え方も含め新たな制度化に向けた検討を行っているところであり、本市としては、今後とも、特殊学級の対象となる子どものための特殊学級の整備に努めるとともに、国の動向等を見極めながら、特別な教育的支援を必要とする子どもの教育の充実に向けて努めていきます。
42	42	64	3章	3-1	教育委員会	子どもの権利教育の一環として、学校教育にCAPを導入すべき。学校外部指導者により、教員も共に学ぶ良い機会となる	子どもの人権等については、本市が定める学校教育の重点の「人間尊重の教育」の中の人権教育の一環として扱われており、とりわけ、子どもの被害防止については、CAPプログラムなども含め、子どもへの実践的な取組について、学校への啓発などを行っています。
43	42	64	3章	3-1	子ども育成部 (権利)	子ども議会を各区で設置し、参加人数を70名以上に増やし、「子どもの権利条例」制定に向けての議論の場とすべきと考える	より多くの子どもたちの参加により、できるだけ多くの意見をいただきながら条例づくりを進めるよう努めます。
44	35	64	3章	3-1	子ども育成部 (権利)	大人対象の「子どもの人権教育」を徹底すべき	「子どもの権利条約」の周知や「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の制定に向けた取組の中で市民意識を高めていきたいと考えています。
45	03	65	3章	3-2	児童福祉総合センター	個別事業の中に、親による虐待などで帰る家をなくした子どもが駆け込めるシェルターの開設を入れて欲しい	子どもが虐待で家に帰ることができない場合等、個々の事情により、児童相談所内に設置された一時保護所を活用することが可能です。そのほか、児童相談所と同様に24時間対応可能な民間機関として、児童家庭支援センターが設けられており、子ども自身の相談に応じることができる体制をとっております。

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
46	08	65	3章	3-2	子ども育成部 (権利)	青少年育成委員をやっているが、心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動についての表記が事実と違う。見守る店を促進したのはほとんどの地域で青少年育成委員会である。	計画書の本文は、心豊かな青少年をはぐくむ市民運動の取り組みとしての「青少年を見守る店」登録運動と、運動を担う住民組織としての中学校区推進会を紹介したものです。「青少年を見守る店」登録運動については、青少年育成委員会及び中学校区推進会が担っているところですが、ご意見は実態面としては推察もできるものの、両団体が連携して取り組んでいるところも見られます。子どもが地域で健やかに成長していくためには、こうした活動を通じ、地域の団体や関係者が連携していくことが求められていると考えております。
47	08	65	3章	3-2	子ども育成部 (権利)	子どもを見守るためのネットワークづくりは、中学校区推進会が機能していれば必要はなく、文脈が矛盾している	中学校区推進会は、「健全育成・非行化防止」を目的とした地域ネットワークとしての活動を推進していますが、地域での連携のあり方については、社会環境の変化を機敏に捉え、地域の特殊性も十分踏まえようとして、常に検討していくことが重要だと考えています。ご意見については、ご指摘のとおり紛らわしい表現となっていますので、『～ネットワークづくりに取り組むことが重要です。』を「～ネットワークづくりが、ますます重要になってきております。』に修正しました。
48	35	65	3章	3-2	子ども育成部 (権利)	1行目から3行目までの削除を希望する ・「浄化」という言葉はナチスを連想させる ・「健全」とは強者の側に立つ発想の言葉である ・地域が連携するのは、子どもの自分育ちの環境を整える役割と捉えている	計画書本文の上3行については、札幌市の取り組みとしての青少年育成委員会活動の概要を紹介したのですが、分かりやすい表現とするため、「有害環境の浄化活動に」を『青少年が健やかに育つ環境づくりに』に修正しました。
49	16	65	3章	3-2	子ども育成部 (権利)	欧米の様に書店やビデオ屋で成人向けの物は子どもの目に触れぬ指導をすべき	成人向け雑誌やビデオの陳列方法については、北海道青少年保護育成条例で他の図書類等と区分して陳列するよう規定しており、本市においても北海道と協力しながら関係店舗への指導を目的とした立入調査を実施しています。また、市民運動としての「青少年を見守る店」登録推進活動でも、関連する商店に同様のお願いをしています。
50	42	65	3章	3-2	児童福祉総合 センター	児童虐待予防・防止連絡会議は年2回では少なすぎる。年4～6回とすべき	当会議は、広く子どもに関わる関係機関や団体等との連携を図り、児童虐待の予防にかかる啓発活動や支援体制を確立するための情報交換などを行っていることから年2回の開催としています。 個々のケースにおける問題解決につきましては、区単位で設置している「児童虐待予防・防止ネットワーク会議」により、その都度必要に応じて、関係機関・地域の関係者等を構成員とし問題解決を図っており、相当回数実施されています。 なお、当会議及び区のネットワーク会議は、情報交流をはじめとして児童虐待対応の協働化等の連携を図ることとしています。
51	42	66	3章	3-2	児童福祉総合 センター	児童虐待予防地域協力員養成事業は、各委員のみではなく、地域のNPO・市民活動をする人など広く人材を求めるべき	本事業の対象者には、現在、地域の事情に詳しい民生委員や児童委員等のほか、小学校・中学校・高等学校や幼稚園・保育所の職員といった日常的に子どもと接している職場の方にも登録や協力をしていただいております。今後はさらに、児童の福祉に深い理解と熱意のある市民の方にもご協力をいただけるよう対象を広げてまいります。

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
52	08	67	3章	3-3	子ども育成部 (アシスト)	区役所にある少年育成指導室の相談業務を全く無視した表記には疑問がある。	少年育成指導室は、巡回指導及び区内の関係団体との連絡調整を主な業務としていますが、相談業務については全区で統一して実施していないことから、誤解を避けるために少年育成指導室の名称を除いたものです。
53	42	67	3章	3-3	子ども育成部 (アシスト)・ 児童福祉総合センター	個別事業に「チャイルドライン」も取り上げるべき	「子ども専用電話」としてのチャイルドラインは、札幌でも任意団体が取り組んでおりますが、同団体は民間ボランティアによる活動と位置付けられています。したがって、活動上の支援や連携は図りますが、本市が行う事業としての性格にはないと判断しています。
54	17	68	3章	3-3	児童福祉総合センター	家庭児童相談員の配置事業について、平成15年度10人(各区1人)が平成21年度も10人(各区1人)のままでは、現在でも大変なのに、相談する人が増えると思われるので、増やすべきと考える	区における子どもに関わる家庭相談への対応は、家庭児童相談員をはじめ、母子・婦人相談員、少年育成指導員などの専門相談員による相談の他、ほぼ各課ごとに業務に関連した相談窓口があります。これらの窓口との役割分担と連携、また、児童相談所や関係機関などとの連携によって、現員数での対応が可能と考えています。増員の前に、より効率的で効果的な相談体制について検討してまいります。
55	42	68	3章	3-3	児童福祉総合センター	里親育成事業について、里親は被虐待児にとって有効制度なので、市として積極的に広めるべき	今後とも新規登録里親数を増やしていくよう十分な広報活動を行っていきます。
56	35	69	3章	4-1	子ども育成部 (権利)	<ul style="list-style-type: none"> ・8行目「冬の厳しい寒さ・・・少ない傾向にあります」は、冬を否定的に捉える表現で修正すべき ・下4行目「心身ともに調和のとれた人間として」の「調和」の基準が不明のため文言不適 ・「子ども自然体験の有無」に冬の自然体験がないことは不相応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のありました文言については、昨年実施した他の調査結果を基に記述してはありますが、計画書に掲載のグラフ「子どもの自然体験の有無」から導き出される結果の記述として不適切であると判断し、削除させていただきました。 ・「心と身体のバランス」という使われ方などがあり、この「バランス」を「調和」に言い換え、人間に対し使用しても特段違和感はないと考えています。また、「調和のとれた」という言葉は一人の人間として生きていく上で必要なバランス感覚を持っている、つまり生きる力を持ったという意味で使用しています。 ・冬の自然体験の項目もありましたが、全国と比較できる項目のみを抜粋しています。
57	35	75	3章	4-3	教育委員会	性教育の必要性について、追加すべきと考えるので、「正しい知識の普及啓発」との記述を、「男女平等の視点での性教育」に変えるべき	「正しい知識の普及啓発」の中には、性教育も含まれています。
58	42	76	3章	4-3	健康衛生部	思春期ヘルスケア事業は、幼児も対象に加えるべき(年齢にあった性等に関する性教育のため)	思春期ヘルスケア事業は、事業名のとおり思春期である小・中・高校生を対象に事業を実施しています。一方、幼児期の性に関する健康教育は、地域からの要請に基づき保健センターで随時対応しています。

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
59	35	77	3章	4-3	健康衛生部	10代の人工妊娠中絶率を「なくす」と断言できるのか	札幌市では、10代の人工妊娠中絶率が、全国平均の約2倍と高いことから、平成15年4月にスタートした札幌市健康づくり基本計画「健康さっぼる21」の母子保健分野で数値目標として公表したものであり、「なくす」ことを目指して思春期保健対策に取り組んでいます。
60	11	78	3章	4-4	円山動物園	子どもの活動を支援する環境の整備として、幼い子どもを連れていては、長時間滞在はできず、何度も通ってこそ子どもにとって身近な存在になると考えるので、円山動物園の入場料について、大人の年間パスポートの発行を希望する	入場料について、年間パスポートの導入などを含め、現在検討しています。
61	14 16 22	81	3章	4-5	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・正職の教員の数を大幅に増やすべき ・1学級少人数制をとるべき（30人学級の実現） ・薄くて例題の少ない教科書をワークや副読本で補い学力の充実を図るべき ・子どもには就学前からしつけや集団経験をたくさんさせるべき ・学校内で自由に遊べる時間をつくるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基準により改善されてきています。 ・今年度小学校1年生で研究事業が実施されており、1学年2学級以上の学校については、クラスの平均児童数が35人以下となっています。 ・各学校においては、教科書を活用しながら教師が例題を提示するなど、工夫しながら学力の充実を図っています。 ・就学前からしつけや集団経験を行う幼稚園への就園を促進するため、就園奨励のための補助事業を実施しています。 ・学校においては、現在も休み時間を設定しており、自由に子どもたちが遊べる機会を設けています。
62	42	83	3章	4-5	教育委員会	学校評議員の選考に保護者や子どもの意見を入れるべきではないか	<p>学校評議員制度は、開かれた学校づくりのために、校長の求めに応じて評議員が一人ひとりの責任において、学校運営等に関する意見を述べることを趣旨とするものであります。この趣旨から学校評議員については、できる限り幅広い分野から意見を聞くよう保護者や地域住民等の方から、学校評議員にふさわしい方を校長が推薦するものであることから、本市の「学校評議員設置要綱」第4条において、『学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する』としたところであり、自校の教職員や児童生徒を委嘱する事は想定しておりません。</p> <p>なお、「保護者やこどもの意見」については、学校評議員制度とは別に、各学校においてPTA活動や生徒会活動等、さらには学校評価をする際など、様々な機会を通して十分反映するよう努めているところです。</p>
63	11	85	3章	5-1	保健福祉部	地下鉄駅のエレベーターや周辺の駐輪場の整備を強く希望する。	地下鉄のエレベーター未設置駅については、用地確保等難しい問題がありますが、全ての駅へのエレベーター設置を目指して努力していきます。駐輪場の整備については、札幌市では自転車誘導整理員を朝夕の通勤・通学時間帯に配置して駐輪場への誘導などの啓発活動を行なっているほか、特に自転車の多い駅については緊急避難的に歩道上に駐輪場を設置しています。札幌市としても駐輪場整備の必要性は認識しており、用地が確保できる箇所から順次整備を実施していますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
64	07	87	3章	5-2	地域振興部	子どもはもっとスクールゾーンや生活道路で安全が確保されるべきと考えるが、学校そばの道路でも道幅のせいで横断歩道が見つからないなどの例があり、子どもの安全を守る工夫や努力が足りないのではないかと。	交通事故に遭わないための知識を身につけることができるよう交通安全教室の実施に力を入れるとともに、通学路等における危険箇所を検証し、その解消に向けて関係機関に働きかけを行う等、交通安全の確保に努めてまいります。
65	35	87	3章	5-2	教育委員会	子どもの安全確保の責任の大半は大人であり、不審者・痴漢も大人だから、「学校施設の整備をすすめる」とあるのは、本質ではない	子どもたちが在校する時間帯に不審者が学校に侵入し、子どもたちに危害を加える事件も発生していることから、不審者が学校に侵入できない方策も整備する必要があると考えています。
66	19		3章		地域振興部	子供が安心して登下校できる「地域の安全」も、行動計画に盛り込んでいたきたい	基本目標5-基本施策2「子どもの安心・安全の確保」で述べているとおり、学校・PTA・地域・警察等の連携による防犯教室を開催するなど、不審者などに対する防犯と安全指導に努めてきたところであり、今後も、子どもの安全を守るための具体的な取組みを進めることとしています。また、現在「地域の安全」も含めた「安全・安心なまちづくり」について、札幌市としての具体的な取組みについて検討しています。

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に 記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
1	5	92	4章	1	子ども育成部(企画)	計画の実施状況のチェック体制について、「札幌市保健福祉総合推進本部」と「札幌次世代育成支援対策推進協議会」のみでは、十分にチェック機能が働かないと思われる。	計画の進捗状況等については、毎年、市の横断的組織である札幌市保健福祉施策総合推進本部において、点検と対応についての検討を行い、その結果については、さらに推進協議会で協議していただくとともに、その内容をホームページ等で公表します。
2	10 13	92	4章	3	子ども育成部(企画)	新たな枠組みを考えているのであればはっきり記載すべき。(新たな税負担なら反対)	子育て環境の整備については、これまでもハード・ソフトの両面においてそれぞれ多くの関係者が様々な取組みを行ってきており、今後も、昨年制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、全国的に積極的かつ集中的な取組みを進めることとしています。しかしながら、子育て環境の整備をより着実に推進し、確固たる成果をあげていくためには、これまでの取組みに加え、子育て環境整備に関する財源の確保や社会保障制度など、国レベルでの新たな枠組みが必要であると考えています。
3	36		全般		子ども育成部(企画)	まちづくり計画等のほかの計画と整合性のある行動計画にしてほしい	関係する部局と連携をとりながら、本市の既存計画や今後策定する計画との整合性を図ります。
4	33		全般		子ども育成部(企画)	札幌市の子育ての条件整備は札幌市の責任で行うという公的責任を明確にしたい	子育て環境の整備については、国や地方公共団体をはじめ、関係する機関・団体や活動グループ・企業・学校・町内会・ボランティア・市民など、社会を構成する全ての人・団体等(社会全体)で取り組みたいと考えています。
5	08		全般		子ども育成部(企画)	計画全体から、行政側の提供する事業ばかりで、基本目標にある地域の視点から事業が載っていない。	本計画素案は、次世代育成支援対策推進法に基づき、地方公共団体が策定を義務づけられた計画であります。したがって、NPO、ボランティアグループなどの地域における諸団体の自主的な活動については、掲載していません。
6	35		全般		子ども育成部(企画・権利)	「札幌市子どもの権利条例」が策定された段階で、行動計画を充実させるための見直しすることを計画中に盛り込むべき	「子どもの権利条約」及び「(仮称)札幌市子どもの権利条例」に関する本市の具体的な対応については、「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の制定過程における様々な検討結果を踏まえて対応していきたいと考えています。
7	35 41		全般		子ども育成部(企画・権利)	行動計画は「子ども権利条約」に添ってつくられるべきと考えるが、「子どもの権利条約」に応えた視点・目標・具体的行動計画としての検討がされておらず、表現があいまい、明文化されていない。	
8	35 41		全般		子ども育成部(企画)	計画素案は、「育つ権利」を支援する計画というより、女性に「産めよ増やせよ」を押しつけているよう受けとめられる	子どもを持つ・持たないは、各個人の価値観や自主的な判断を最大限に尊重することを前提としています。

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
9	41		全般		子育て支援部	保育所・保育サービスの整備等に国に対し、財政保障を求める意見書を提出することを要望	
10	16 20 21 24		全般		子ども育成部(企画)	予算の裏付けはどの程度あるのでしょうか。子どもの人格形成の基礎となる幼児・小学生の保育、育成にこそお金を適正にかけてください。	第4章「計画の推進に向けて」で記述しているとおり、各事業の実施にあたっての財源確保については、厳しい財政状況の中、事業を可能な限り着実に推進するように努めるとともに、子育てを社会全体で支えあう枠組みについて国等に検討を進めるよう働きかけていくこととしています。
11	37		全般		子ども育成部(企画)	意見募集期間が短すぎ、市民意見をもっと広く多く求めるべき	市民意見の募集にあたっては、全区で実施した区子育て支援検討会議ブロック会議に併せての「懇話会」や児童福祉関係団体の代表者や公募市民の方などによる「市民懇話会」を開催するとともに、札幌市次世代育成支援対策推進協議会での会議資料や会議議事録をホームページで公開し、随時、意見等の募集を行ってきたところです。また、素案策定後においても1ヶ月間の意見募集期間を設けており、十分な期間であったと考えています。
12	05		全般		子ども育成部(企画)	札幌市次世代育成支援対策推進協議会の委員の選出過程を明らかにしてほしい。	「札幌市子育て支援計画」策定時の市民懇話会メンバー（有識者、関係施設の代表・職員・利用者など）及び国から示された行動計画策定指針などを参考に、本市において選考させていただきました。
13	41 ~		全般		子ども育成部(企画)	協議会の議論が充分ではなかったと思われるので、計画案補強検討委員会を市民レベルで開催し、実効ある計画とすることが必要と思う	推進協議会については、限られた時間の中での検討となりましたが、それぞれの委員の皆様から貴重なご意見をいただいたと考えています。
14	22		全般		子ども育成部(企画)	理論、理想、目標をどのように具体化していくか大事なのに、具体性に欠けている。また、今ある組織を使って、どのように変えて活用するのか、又は今あるのを廃止して新しくする必要があるのかを具体化する必要がある。	「基本理念」及び「基本目標」によって今後の方向性を示し、その実現に向けた「基本施策」と「個別事業」により、この計画の具体的な進め方を示しています。また、組織の活用については、個々の事業が効率的に実施できるように、庁内組織はもちろん市民やNPO、地域団体などの各種関係団体との連携・協力を図りながら進めていきます。
15	19		全般		子ども育成部(企画)	札幌市は率先して、職員の育児休業取得率、特に男性職員の取得率を増やすお手本を見せていただきたい	昨年制定された次世代育成支援対策推進法により、国及び地方公共団体の機関（特定事業主）についても、平成16年度内にそれらの職員を対象とした行動計画の策定が義務づけられており、平成17年度から具体的な取組みを進めていく予定です。
16	14 39		全般			保育所申し込み窓口の対応が冷たいという話をきく。サービスを提供する側にも自覚が必要と思う。	本市においては、サービスアップ行動計画を策定し、今後とも、全庁職員一丸となってサービスアップに努めてまいります。

市民意見概要一覧表

整理番号	意見NO 写の右肩に記載	素案			主たる 担当部	意見要旨	本市の考え方
		p	章	項目			
17	07		全般		子ども育成部(企画)・教育委員会・地域振興部	C A Pという子どもへの暴力プログラムを個人で開催しようとしたら、町内会も学校も非協力的だったので、町内会や学校方面へも「市民活動」を尊重してもらえるとよい	本市においては、今後とも「市民活動促進に関する指針」(平成13年7月策定)に基づき、市民活動を促進していきます。